

平成30年度中の物品の処分状況について

1. 経過及び状況

監査委員からの指摘により、財務規則の一部改正を行い年度末の重要物品の報告以外に9月末における備品の現在高の報告を行うようになりました。

それにより既に廃棄処分済みの物品について、不用決定処分の手続きをしていなかったケースがあり、監査対応として処分調書を作成したケースが見受けられました。

2. 主な処分理由（9月末現在の報告に伴う処理）

- ・合併前のもや電子機器等で機種が古くなったなど明らかに経年劣化し処分したと思われるもの。
- ・施設工事等の際に併せて処分したと思われるもの。
- ・買い取りからリースに変更となり手続きをしなかったと思われるもの。等々

3. 今後の対応（事務の徹底）

- ・処分する前に不用決定の決裁を受けてから処分すること。
- ・出納員、物品取扱員は適切に物品の管理事務を行うこと。

4. 検討事項

- ・不用決定事務の際の注意事項等の明確化（内規作成、責任の所在等）

※参考（財務規則抜粋）

（不用の決定）

第224条 企画政策部長は、次に掲げる物品があるときは、物品不用決定書（様式第148号）により不用の決定をしなければならない。

- （1）市において不用となったもの
- （2）修繕しても使用に耐えないもの
- （3）修繕することが不利と認められるもの